

愛媛県教育委員会12月定例会議事録

1 開会の日時及び場所

令和7年12月23日（火）午後2時00分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 出席者

教育長	高岡哲也	委員	関 啓三	委員	北須賀逸雄
委員	畠山千愛	委員	田坂文明	委員	山下由美

3 欠席委員

なし

4 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長	小山哲司	指導部長	小池達士
教育総務課長	栗田 謙	施設厚生室長	加藤 剛
社会教育課長	伊賀上慶樹	文化財保護課長	廣田 聡
保健体育課長	近藤博隆	義務教育課長	渡部真一
高校教育課長	川本昌宏	高校教育課魅力化推進監	野村竜也
人権教育課長	佐々木直	特別支援教育課長	壽海雅彦

5 会議の概要

(1) 開 会（午後2時00分）

（教育長） ただいまから教育委員会12月定例会を開会します。

傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人は、所定の席で、静粛に傍聴願います。また、携帯電話等は電源を切るなどしておいていただきますよう御協力をお願いいたします。

（教育長） それでは、始めに委員の皆様に提案させていただきます。本日の議事のうち、議案第49号教職員の報賞について及び議案第50号ないし議案第52号の県立学校教員の懲戒処分等につきましては、人事案件であることから、審議を非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（教育長） それでは、そのようにさせていただきます。

（教育長） 最初に公開案件から審議することといたします。事務局が資料を配布しますので、少々お待ちください。

(2) 11月定例会議事録の承認

（教育長） それでは、11月定例会議事録の承認についてお諮りいたしますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（教育長） 全員異議ございませんので、原案のとおり承認されました。続きまして、教育長報告に移ります。

(3) 教育長報告

○令和6年度決算認定に係る観光スポーツ文教警察委員会の質疑内容について

(教育長) 令和6年度決算認定に係る観光スポーツ文教警察委員会の質疑内容について、副教育長から報告をお願いします。

(副教育長) 令和6年度決算認定に係る決算特別委員会は、11月14日の観光スポーツ文教警察委員会審査の後、11月26日に行われた審査で採決が行われ、全員賛成で認定されましたので、同委員会における審査の概要について御報告申し上げます。

審議の内容は、資料に掲載してあるとおりで、主な質疑としましては、スクール・サポート・スタッフについての不用額の理由及びスタッフの質の向上への取組について質問がありました。

これに対し、不用額の主な理由は、各市町での会計年度任用職員としての任用にあたり、公募や人選に時間を要し、配置時期が遅れることがあるためであること、スタッフの質の向上については、年1、2回開催している市町教育委員会担当者会で活用事例等の情報交換、情報提供を行い、有効活用を働き掛けており、今後も状況把握に努め、必要に応じて市町への情報提供をしていく旨、答弁しました。

なお、本委員会の結果は12月定例県議会において報告され、令和6年度決算の認定をいただいております。

また、次年度の決算特別委員会で対応状況の報告を求められる項目については、教育委員会資料にあります教員確保対策強化事業となっております。

以上でございます。

(教育長) ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(教育長) 特によろしいでしょうか。

(全委員) はい。

○令和7年12月定例県議会質問及び答弁要旨について

(教育長) 次に、令和7年12月定例県議会質問及び答弁要旨について、副教育長から報告をお願いします。

(副教育長) 先に開催された12月定例県議会の質疑の概要につきまして、御手元に配布しております資料令和7年12月定例県議会教育委員会関係質問及び答弁要旨に基づいて報告いたします。

本会議の状況は資料に記載しておりまして、教育委員会関係は9名の議員から16件の質問がありました。以下、主な質疑について報告をいたします。

まず、給特法等の改正を受け、教職員の処遇改善や学校における働き方改革への取組に関する質問に対して、近年の教育課題の高度化や多様化により、教職員の長時間勤務や若手教員の離職、更には採用倍率の低下など、人材確保への影響が懸念される中、将来にわたり、質の高い教育の実現を目指すためには、教員の職責にふさわしい処遇の改善に併せ、負担軽減や魅力ある職場づくりなど、処遇と職場環境の両面から一体的

に改革を進めることが重要と認識している。このため、教育委員会では、今議会に、段階的な教職調整額の引上げや、学級担任への手当加算を盛り込んだ条例改正案を提案し、所要経費を計上したほか、学校行事の精選や、ICTの活用、スクール・サポート・スタッフ等の採用などにより、長時間労働の是正に努めており、時間外勤務が月80時間超の県立学校教員は、令和元年度の18.9パーセントから昨年度は14.9パーセントに減少するなど一定の成果が現れている。今年度は新たに県立学校入試出願システムを運用するとともに、学校問題に警察や学校管理職OBが法律・心理学等の専門家と連携し、チームで解決を図る体制を整えるほか、部活動の地域展開への支援強化等、不断の業務改善に取り組んでおり、今後とも、教職員がゆとりをもって子どもたちに寄り添い、働きやすさと働きがいを実感できる職場環境づくりを目指す旨、答弁しました。

次に、生徒の参画も含む地域伝統行事の維持・継承への取組に関する質問には、地域に根差し、先人たちのたゆまぬ努力により守り受け継がれてきた伝統行事は、地域の活性化や絆の強化に資する貴重な資源であることから、少子高齢化や過疎化が進む中、伝承機会の創出や担い手の確保により、確実に後世へ引き継ぐことが重要であり、生徒が各種行事に参画することは、郷土愛を育む観点からも意義深いものと思料。これまで県立学校では、郷土芸能部の和太鼓演奏で有名な内子高校や、ユネスコ無形文化遺産への提案候補である吉田祭のお練り行事を授業で学ぶ吉田高校など、各校が多様な文化継承活動に取り組むほか、地域や企業・大学等と連携し、生徒が主体的に地域の文化や歴史等を調べ、課題解決に取り組む探究活動を通じて、郷土愛の醸成や地域の賑わい創出にも努めている。さらに、今年度新たに、高校生と地域団体が協働して地域の伝統文化をPRする文化財フェアを開催したほか、生徒の地域行事への参加を促進するため、出欠に関し特例措置を講じるなど、伝統行事への理解や愛着を育む機会を確保しており、今後とも、生徒が関心を高め、伝統行事を確実に未来に継承できるよう、学校と県・市町・地域住民が連携した取組を支援する旨、答弁しました。そのほか、全国図書館大会の成果や新しい八幡浜高校の教育内容に関する質問がありました。

次に、観光スポーツ文教警察委員会での主な質疑として、本県出身の県外大学生を採用するための取組については、採用に関するオンライン説明会や、県内外の65大学への訪問説明、採用試験に関するデジタル広告の配信など、学生に必要な情報が届くよう周知に努めている。また、昨年度の採用試験から開始した本県独自の奨学金返還支援制度では、対象者のうち4名は県外出身者、11名は県外大学に進学した県内出身者であり、他県からの人材確保につながっている。さらに、今年度から、本人希望を踏まえ、中学校保健体育科教員採用受験者を小学校体育教員として選考する工夫を行っている旨、答弁しました。

そのほか、松山城北特別支援学校の整備状況、小規模校への遠隔授業

配信に関する質疑がありました。

以上でございます。

(教育長) ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(田坂委員) 生成 A I の活用について、教職員に視点を当ててみると、うまく使えば教職員の働き方改革の武器になるし、学習においては教材を深化させることにつながるので、既にされているかもしれませんが、その辺りの有効な使い方を広く現場に紹介していく取組も、今後は検討しても良いのではないかと思います。そうすれば、安全かつ教員にも生徒にも役立つ使い方ができると思います。

(高校教育課長) 学校現場での校務の負担軽減に関する生成 A I の使い方として、現在は会議録等の文章の要約の作成や、作成した文章の校正、アンケートの分析、イラストやデザインの素案作成、表計算ソフトでのマクロ作成等の事例が報告されています。今年 6 月の調査では、県立学校では約 53 パーセントの教員が週 1 回以上 A I を活用しているという結果になっていますが、12 月の調査では 63 パーセントを超えており、大分現場に根付いてきている状況です。その理由としては、委員からも御提案いただいたように、A I の使い方を含む研修会を年 2 回実施しており、各校 1 名は必ずその研修会に参加して、研修内容を活用していただく取組をしています。今後も活用数は増えていくのではないかと思います、リスクの部分についても研修の中でしっかり周知できるよう取り組んでまいります。

(北須賀委員) 教員不足解消に向けた取組について、教員採用試験に向けて、担当教員が県内外の 65 大学を訪問して説明会を開催され、大変よく取り組まれていると思いますが、この 65 大学での説明会の状況を教えてください。

(高校教育課長) 大学訪問の実状について、タイミングが合えば学生にも参加していただき、直接説明ができる場合と、訪問時間等の都合により担当の大学職員のみで説明をする場合もあり、状況が様々です。大学訪問の成果としては、県外ではこういった教科の先生が採用されやすいのか、あるいは採用されにくいのかといった情報収集ができますので、例えば、他県で採用されにくい教科であっても、愛媛県では是非受けてほしいと強くアピールをすることができることなど、志願者数を増やすことにつながると感じています。

(北須賀委員) 大学 3 年生、4 年生という時期は、自分の将来の就職について、気持ちが揺らいでいる時期だと思います。説明会に参加している学生の中には第 2 志望の方もいるかもしれませんが、そういう方にふるさとの魅力を直接伝えることができれば、学生の方たちも愛媛県の教員の仕事に魅力を感じてもらえるかもしれませんので、もし可能であるならば、学生の方たちに直接伝えていただければと思いますので、よ

ろしくお願いいたします。

(関委員) 県立図書館の改修について、特色のある空間や魅力づくりに取り組んでいると思いますが、今回の改修において、例えば、デジタル図書の導入など、特筆すべきポイントがあれば教えてください。

(社会教育課長) 図書館の改修について、基本は耐震改修がメインとなりますが、建物が老朽化していますので、床や壁面等の補修を合わせて行っています。また、1階にある子ども読書室を大幅に改修して、木材を使用した柔らかく優しい空間づくりをしています。やはり子どもの頃に読書習慣を形成することは重要ですので、そこに着目した子ども読書室の改修を行っています。トイレ関係についても、今回の改修に伴い、洋式トイレへの改修やおむつ台を設置するほか、照明のLED化により、照度を明るくする改修工事をして、より使いやすい形への改修を進めたところです。また、この改修工事が終わりましたら、ピクトグラム等を使って、見て分かるような案内の設置について考えていきます。

(山下委員) 先日、宇和島市から県外の大学に進学した方たちと話す機会があり、地域へ帰ってきたいという思いは、高校生のときの地域との深い関わりと、記憶に残る強烈な思い出によって形成され、それがあれば卒業しても必ず地域に帰ってきますという話を聞いて、地域と学校との連携した取組は、ものすごく大事にしてほしいと思います。

(高校教育課長) 地元を出た方が帰ってきてくれるというのは、学校現場でも本当に望むところですので、地域への愛着を高めるような取組を、探究活動を通じて増やしている状況です。特に、この吉田祭のお練り行事を授業で学ぶ吉田高校につきましては、行事そのものについて学ぶということもありますが、文化財を引き継ぐことの価値を学ぶ機会を、大学と連携してつくっているところが特徴的な取組でして、そういった機会を各校にも増やしてもらいたいと考えております。

(教育長) ほか、特によろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) それでは、教育長報告につきましては以上で終了し、議案審議に移ります。

(4) 議 事

議案審議

○議案第46号 愛媛県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について

(教育長) 議案第46号愛媛県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について、事務局から説明をお願いします。

(教育総務課長) 議案第46号愛媛県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について、御説明いたします。

これは、愛媛県公告式条例の改正による公布手続の変更を受け、教育委員会規則等の公布手続においても同様の簡素化を図る等のため、本規

則の改正を行おうとするものです。

改正内容としましては、教育委員会規則の公布の際に行っている教育長の署名、及び教育委員会の定める規程で公表を要するものの公布の際に行っている教育長印の押印を廃止し、いずれも教育長名の記入のみとしようとするものです。

あわせて、議決後7日以内とされている教育委員会規則の公布に係る期間の定めについて、教育委員会の会議日程によっては、期限内の公布が困難となることが想定され、また、知事の規則及びその他機関の定める規程において同様の定めがないことから、当該定めを廃止しようとするものです。なお、本規則の改正後においても、議決日から公布日までの実務の取り扱いに変更はありません。

施行期日は、公布の日としております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(教育長) 特にございませんでしょうか。それではお諮りいたします。この内容でよろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第46号愛媛県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決決定をいたしました。

○議案第47号 愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則について

(教育長) 次に、議案第47号愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則について、事務局から説明をお願いします。

(教育総務課長) 議案第47号愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則について、御説明いたします。

この規則は、住民基本台帳法施行条例及び愛媛県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例が施行されることに伴い、必要な規定整備を行おうとするものです。

改正される条例は、住民基本台帳の本人確認情報等や個人番号を県が独自に利用することのできる事務について定めたもので、このうち愛媛県個人番号の利用に関する条例については、別表第1及び別表第2に定める一部事務の準法定事務化等に伴い、不要になった規定が削除され、これによる項ずれが生じています。本規則は、同条例の規定を引用して

いることから、当該項ずれに対応するため規則改正を行うものです。

施行日につきましては、条例改正の施行日に応じて設定することとし、第1条については公布日、第2条については公布日又は条例の施行日として知事が規則で定める日となります。

概要は、以上のとおりでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(教育長) 特にございませんでしょうか。それではお諮りいたします。この内容でよろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第47号愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決決定をいたしました。

○議案第48号 愛媛県県立学校管理規則の一部を改正する規則について

(教育長) 次に、議案第48号愛媛県県立学校管理規則の一部を改正する規則について、事務局から説明をお願いします。

(高校教育課長) 議案第48号愛媛県県立学校管理規則の一部を改正する規則について、御説明いたします。

これは、教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例が施行されることに伴い、この規則の一部を改正しようとするものです。

改正内容としましては、指導改善研修被認定者、すなわち指導が不適切であると認定された教育職員に係る勤務条件の変更を踏まえ、所要の規定整備を行うものです。

具体的には、規則第21条の授業を行わない日の勤務に関する規定について、新たに指導改善研修被認定者に係る超勤代休時間の規定が設けられたため、条文整序の観点から、勤務を要しない期間等を包括的に定めることとするほか、規則第25条の2の代休日等に関する規定について、条例の改正内容に沿って、休日の勤務に対応する有給休暇の付与対象から指導改善研修被認定者を除外するとともに、超勤代休時間の対象者に係る文言を職員から教職員に改めることとしております。

なお、施行期日につきましては、条例の施行日と同じ令和8年1月1日としております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(教育長) 特にございませんでしょうか。それではお諮りいたします。この内容でよろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第48号愛媛県県立学校管理規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決決定をいたしました。

(教育長) ここからは、非公開案件の審議に入りますので、傍聴人及び報道機関の皆様は退席をお願いいたします。

(教育長) 議案審議を再開する旨宣する。

○議案第49号 教職員の報賞について

(教育長) 議案説明を求める。

(高校教育課長) 愛媛県教職員報賞規程第4条の規定により、永年勤続し勤務成績良好な教職員を報賞する原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第50号 県立学校教員の懲戒処分及び退職手当支給制限処分について

(教育長) 議案説明を求める。

(高校教育課長) 16歳未満の者に対して、わいせつな行為をした県立学校教諭を懲戒免職処分とし、退職手当の全部を支給しないこととする原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第51号 県立学校教員の懲戒処分について

(教育長) 議案説明を求める。

(高校教育課長) 店舗において、商品を窃取した県立学校講師について、懲戒処分する原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第52号 県立学校教員の懲戒処分について

(教育長) 議案説明を求める。

(高校教育課長) 部活動の生徒に対し、体罰を行い、怪我を負わせた県立学校教諭について、懲戒処分する原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

(教育長) 議案審議を終了し、非公開案件終了のため会議を公開する旨
宣する。

(5) 閉 会 (午後 2 時36分)

(教育長) 以上で、本日の審議事項を全て終了いたしましたので、教育委
員会12月定例会を閉会いたします。